

豊福相発第45号
令和5年4月11日

関係各位

豊田市 福祉総合相談課
課長 大内 紀哉

**豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱その他市長が認める者に係る
運用基準等について（通知）**

日頃は豊田市の福祉行政に格別なる御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱に係るその他市長が認める者運用基準（「本基準」）について、令和4年4月19日付豊福相発第139号にて周知したところですが、運用基準等の手順書を策定しましたので、改めて内容について周知いたします。

御質問や不明点等がありましたら、下記にご連絡ください。

1. その他市長が認める者運用基準の策定について（別添1、別添2）

令和4年4月1日から本基準を運用開始していますので、改めてご確認ください。

2. 手順書の策定について（別添3）

運用基準に該当する場合の手順書を策定しましたので、ご確認ください。

3. 後見人等報酬費用の適用期間について

本基準で対象となる後見人等報酬費用の助成は、報酬付与対象期間が令和3年4月1日以後について適用となります。豊田市への助成申請にあたっては、報酬付与対象期間にご注意いただきますようお願いします。

【連絡先】

豊田市役所 福祉総合相談課
権利擁護支援担当 杉浦・加藤良・安藤
TEL 0565-34-6791
FAX 0565-33-2940
fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp